

ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証 資料4-1

申請者 三菱UFJ信託銀行株式会社

認定日等

認定：2022年●月●日
(申請：同年2月28日)

主務大臣 法務大臣【規制所管】 / 経済産業大臣【事業所管】

申請背景・実証目的

- ・「セキュリティトークン」と呼称される「電子記録移転有価証券表示権利等」が有する社会的な意義の1つは、デジタル完結で効率的かつ迅速に証券取引を実行可能とし、社会全体の一層のペーパーレス化、デジタル化を進める点にあるところ、ブロックチェーン上のトークン移転記録だけでは、実体法上は権利が移転しているが第三者に対抗できない。
※ 信託受益権（受益証券発行信託を除く。）の譲渡については、確定日付のある証書（内容証明郵便、公正証書等）による通知・承諾が第三者対抗要件となっているが、ブロックチェーン上の記録だけでは第三者に対抗することができない。
- ・ **デジタル技術を活用した第三者対抗要件具備のニーズが高まる中**、2021年に改正された産業競争力強化法では、**認定新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した債権譲渡通知等は確定日付のある証書による通知等とみなす特例**（以下「**本特例**」という。）が創設された。
- ・ 申請者としては、**日本のセキュリティトークン市場において、「デジタル完結」を十分に果たせる状態とすることを長期的な目標**とし、今般、**申請者が特許を有して開発・提供するブロックチェーン基盤「Progmat」が本特例上の情報システムとしての要件を充足していることの実証**を行いたいと考え、本申請を行うこととした。

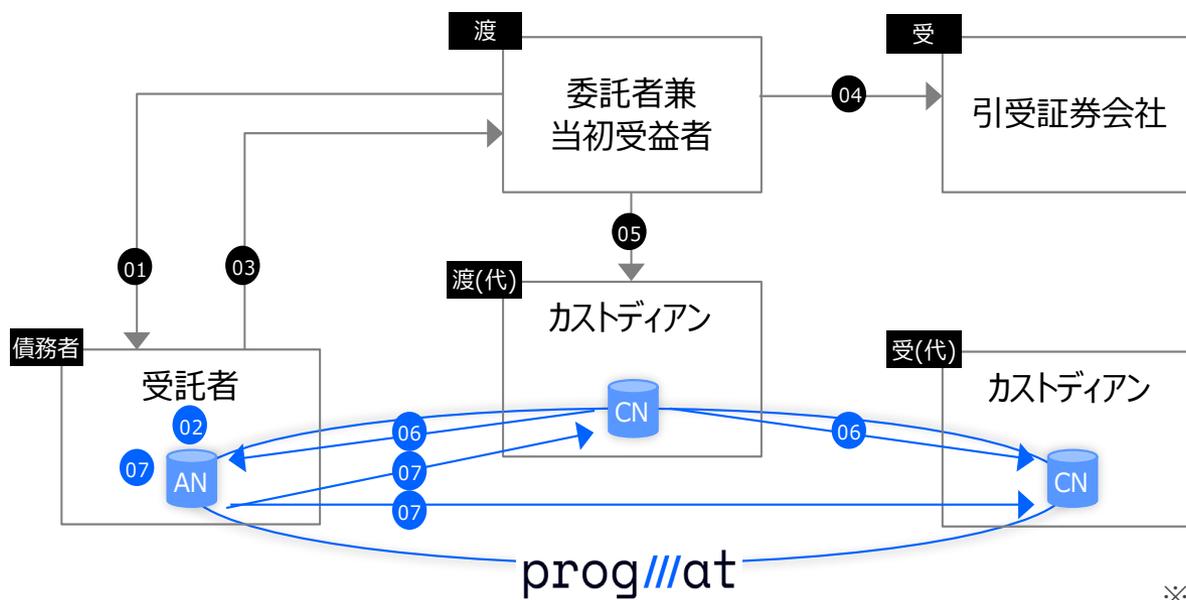
実証計画（実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから8週間後の応当日まで）

本実証では、信託受益権（受益証券発行信託）の譲渡を取引の対象とする。実証の流れは以下のとおり。

- ① 委託者兼当初受益者から委託を受けた受託者（＝申請者）は、「Progmat」上で、信託受益権（受益証券発行信託）をセキュリティトークンとして発行する。
- ② **委託者兼当初受益者は、セキュリティトークンの引受証券会社にセキュリティトークンの譲渡を行う。**
- ③ 委託者兼当初受益者の代理者であるカスタディアン（セキュリティトークンの管理事務委託先）が、「Progmat」上で移転トランザクション（移転対象受益権を特定する情報を内包しているもの）を各ノード（参加するコンピュータ等の端末）に配布する（※当該トランザクションの譲渡人から各ノードへの配布が、受益権譲渡人による通知として評価可能。）。各ノードが当該トランザクションの情報を取り込むことにより、各ノード間で情報が同期される。
- ④ **申請者は、上記を踏まえて、「Progmat」が本特例上の情報システムとしての要件を充足しているか分析する。**

※ 信託受益権（受益証券発行信託）の譲渡について、**従来の第三者対抗要件具備の手続きに加えて新たな通知方法を併用するものであるため、新技術等関係規定に違反するところはない。**

<手続きフロー図>



- 01 信託設定
- 02 ST発行処理
- 03 ST発行
- 04 ST譲渡
- 05 ST移転指図
- 06 移転Tx配布
- 07 移転Tx取込・同期

※ST：セキュリティトークン、Tx：トランザクション



(参考) 関係法令等

信託法 (抄)

(受益権の譲渡の対抗要件)

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によつてしなれば、受託者以外の第三者に対抗することができない。

(受益証券の発行に関する信託行為の定め)

第八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券（以下「受益証券」という。）を発行する旨を定めることができる。

2 前項の規定は、当該信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。

3 第一項の定めのある信託（以下「受益証券発行信託」という。）においては、信託の変更によつて前二項の定めを変更することはできない。

4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によつて同項又は第二項の定めを設けることはできない。

(受益権原簿)

第八十六条 受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「受益権原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項

二 各受益権に係る受益証券の番号、発行の日、受益証券が記名式か又は無記名式かの別及び無記名式の受益証券の数

三 各受益権に係る受益者（無記名受益権の受益者を除く。）の氏名又は名称及び住所

四 前号の受益者が各受益権を取得した日

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等)

第八十七条 第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された受益権原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該受益権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

(受益証券発行信託における受益権の譲渡の対抗要件)

第九十五条 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなれば、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

2 第八十五条第二項の定めのある受益権に関する前項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法 (抄)

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する**情報システム**（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 及び 3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する**受益権の譲渡の通知又は承諾**について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令 (抄)

(債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置)

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
 - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
 - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
 - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
 - ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
 - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
 - ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和4年2月28日

法務大臣 古川 禎久 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 課題の所在

- 一般に「セキュリティトークン」と呼称される「電子記録移転有価証券表示権利等」について、トークン（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値）に表示される有価証券の種類によっては、当該電子情報処理組織（ブロックチェーン、以下BC）上のトークン移転記録だけでは、実体法上は権利が移転しているが対抗できない可能性がある。
- 具体的には、信託受益権（受益証券発行信託を除く）の譲渡については、確定日付のある証書（内容証明郵便、公正証書等）による通知又は承諾が第三者対抗要件となっており、BC上のデジタル処理だけでは権利が移転していても対抗要件の具備ができない。
- 「セキュリティトークン」が有する社会的な意義の1つは、デジタル完結で効率的かつ迅速に証券取引を実行可能とし、社会全体の一層のペーパーレス化、デジタル化を進める点にあるところ、上記の第三者対抗要件の現状の規定により、その効果の発現が限定的になる。

(2) 解決の方向性

- 三菱UFJ信託銀行が特許を有して開発・提供するBC基盤「Progmatt」（プログマ）が、当該基盤を用いた記録自体に産業競争力強化法第11条の2で規定される信託受益権譲渡の第三者対抗要件として効力が認められるシステムとして計画認定され、本邦における「セキュリティトークン」市場を、その本来的な社会的意義を十分に果たせる状態とすることを長期的な目標とする。
- 本実証の目標は、BC基盤「Progmatt」が、当該計画認定における要件のうち、実証可能なものを充足していることを実証することである。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

- トークンに表示する有価証券の種類を問わず、BC上の記録自体が対抗要件として機能し、デジタル完結でセキュリティトークンの移転が可能となるプラットフォームを提供する。
- 上記プラットフォームとしてのBC基盤「Progmatt」は、一般に「プライベート/コンソーシアム型BC」と呼称されるBC基盤の1つである「Corda」を利用したシステムで、以下の特徴を有する。
 - ①単独又は許可された特定の参加者のみがノード（ネットワークに参加する者又は参加

するコンピュータ等の端末)としてネットワーク運用を行う。

②複数のノードで構成され、受託者・委託者兼当初受益者・引受証券会社・引受証券会社以外の証券会社・証券会社からセキュリティトークンの管理を委託されたカスタディアンにそれぞれ対応するノードがある。(但し、投資家(受益者)が直接ノード参加することは想定せず、必ず証券会社又はカスタディアンのノードを介する)

- ・信託行為の定めによる譲渡制限特約として、契約上、セキュリティトークンの譲渡には発行者(又は受託者)の承諾が必要な旨を定めると共に、受託者ノードにトランザクション(以下、Tx)内容が取り込まれることを条件として、当該Txに係るセキュリティトークンの譲渡についてあらかじめ承諾する旨を併せて定めることで、「Progmatt」を経由した譲渡については別途の承諾なく可能としつつ、「Progmatt」を経由しない譲渡(プラットフォーム外譲渡)が生じないよう手当をしている。
- ・Txには、委託者兼当初受益者情報・引受証券会社情報・タイムスタンプ等が内包されており、同一のTxが必要当事者にも同報で共有され、全当事者間で同一のタイムスタンプの時刻を認識可能でありかつ遡り不可能な時刻である。
- ・Txに内包されるタイムスタンプは、テレホンJJY(*)の提供する日本標準時刻と同期されている。

*：独立行政法人情報通信研究機構が提供するシステム。

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

- ・信託受益権(受益証券発行信託)をセキュリティトークン(電子記録移転有価証券表示権利等)として発行し、セキュリティトークンの移転に関して、「Progmatt」にTx内容が記録されることによって、受益証券発行信託の受益権の譲渡に係る信託法195条2項の第三者対抗要件として機能し得ることを前提とし、受益証券発行信託でない信託であったとしてもその受益権の譲渡に係る産業競争力強化法11条の2第4項の第三者対抗要件として機能し得ることを確認し、第三者対抗要件に関する規定の目的をより一層適切に実施可能であることを実証する。
- ・本実証では、前述のBC基盤「Progmatt」を利用してセキュリティトークンの管理を行う。
- ・本実証における現行法に基づく第三者対抗要件の具備方法として、対象となる受益証券発行信託の受益権は、信託法185条2項の定めのある受益権であることから、当該受益権の譲渡に係る信託法上の対抗要件は、「受益権原簿への記載・記録」であることから、Progmattは受益権原簿の電磁的記録であると考え(信託法186条、187条参照)ことにより、Progmatt上の記録が現行法においても対抗要件として機能することとなる。
- ・なお、産業競争力強化法に基づいて計画認定された場合には、上記2(1)②に記載した複数のノード間での移転が想定されるが、今回の実証では、委託者兼当初受益者から引受証券会社への譲渡、及び引受証券会社から投資家への譲渡のみを対象とする。
- ・手続きの流れは以下のとおり。

<準備段階>

①有価証券届出書の提出：

本件実証の対象とする受益証券発行信託のセキュリティトークン(以下、本件ST)は公募商品として発行するため、本件STに係る有価証券届出書を提出する。

(「Progmatt」に関する選定理由や留意点、リスク等も法定事項として記載)

②信託契約の締結：

本件STの裏付資産を保有するオリジネーターを委託者兼当初受益者とし、プラットフォーム外での本件STの移転が生じないよう、信託行為の定めによる譲渡制限特約として「受託者による譲渡承諾を要する」「受託者ノードによるTx取込を条件として、当該Txに係る本件STの譲渡についてあらかじめ受託者は承諾する」旨を定め、信託契約を締結する。

③引受契約の締結：

本件STは引受証券会社による引受後、当該証券会社に証券口座を有する投資家宛ての販売を想定しているため、委託者兼当初受益者と引受契約を締結する。

④販売契約（+総合取引約款）の締結：

本件STは引受証券会社による引受後、当該証券会社に証券口座を有する投資家宛てに販売を想定しているため、証券会社は各投資家と販売契約を締結する。契約締結に際し、総合取引約款において、各投資家のSTは引受証券会社において保護預かりをする旨を確認する。

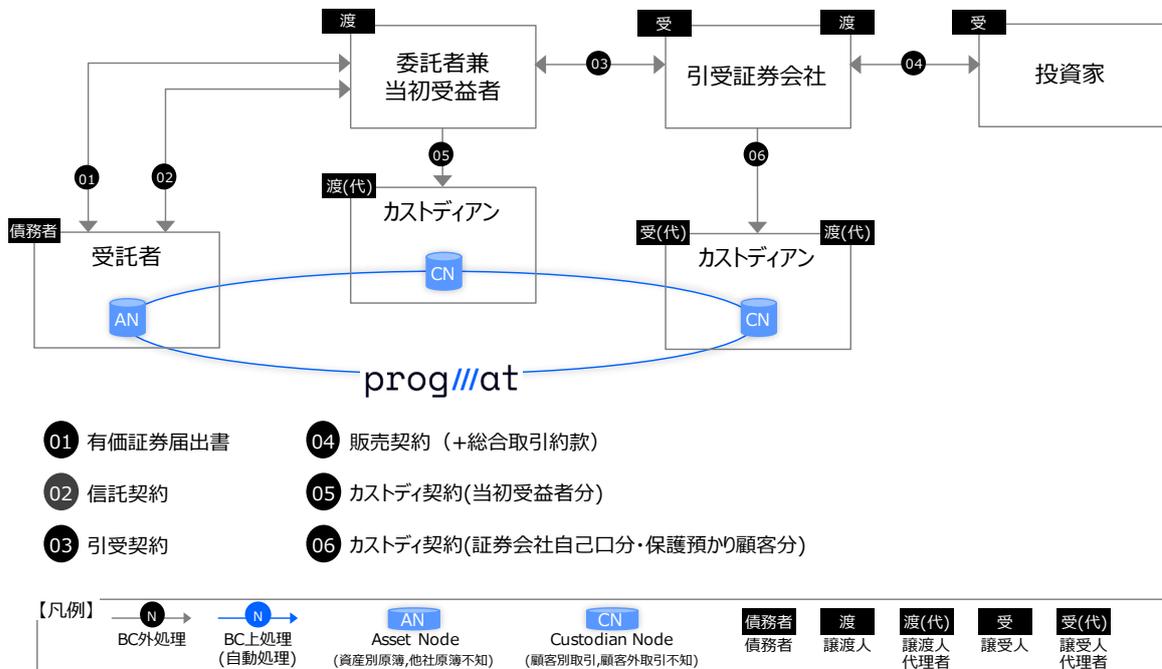
⑤カストディ契約（委託者兼当初受益者）の締結：

本件STは、信託設定時の当初受益者から引受証券会社への譲渡に際し、移転処理を要するため、当該事務をカストディアン（本件STの管理事務委託先）に委託するための契約を締結し、カストディアンを委託者兼当初受益者の本件STの移転に係る代行者として機能させる。なお、カストディ（事務委託）契約において受益権譲渡の通知行為に係る代理権がカストディアンに対して設定されている。

⑥カストディ契約（引受証券会社自己口分・保護預かり顧客分）の締結：

管理事務をカストディアン（本件STの管理事務委託先）に委託するための契約を締結し、カストディアンを引受証券会社の本件STの移転に係る代行者として機能させる。

<手続きフロー図（準備段階）>



<ST発行・引受段階（委託者兼当初受益者⇒引受証券会社）>

①信託設定：

委託者兼当初受益者は裏付資産を信託譲渡して信託を設定し、受託者は自らのノードから「Progmatt」上で本件STの発行処理を行う（受益権原簿への記録と同義）ことで、委託者兼当初受益者を受益者として本件STを発行する。

②ST譲渡：

委託者兼当初受益者から引受証券会社へ本件STの譲渡を行う。

③移転Tx配布：

受益権譲渡人の代理者としてカストディアンノードから「Progmatt」上で移転Tx（移転対象受益権を特定する情報を内包しているもの）を各ノードに配布。

（カストディアンノードによる移転Tx配布は、移転対象受益権を特定する情報を内包して

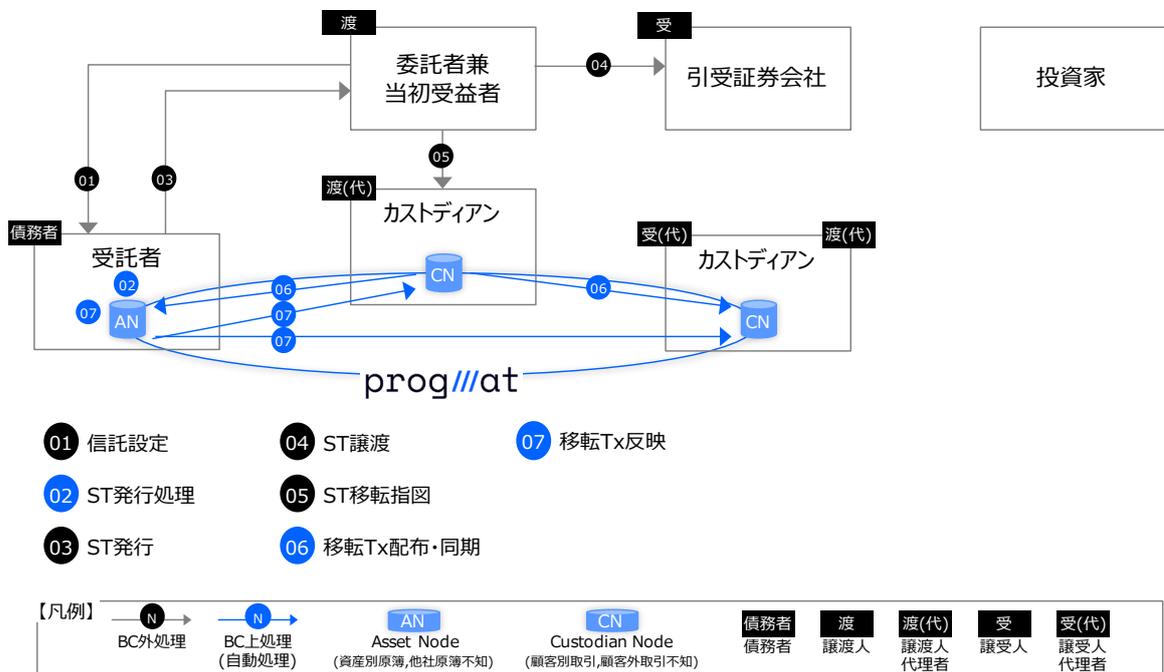
いる移転Txが、本件STの譲渡後に、受益権譲渡人から代理権を授与されているカストディアンにより、カストディアンノードから受託者ノードを含む各ノードに配布されるという関係にある点に照らせば、受益権譲渡人による通知と評価可能である。また、遅くとも通知の「到達時」には、受託者ノードでの移転Tx取込みによって譲渡制限が外れておりそのために債務者の地位は不安定といった問題も生じない。)

④移転Tx取込・同期：

配布された移転Txを受け取った受託者ノードを含む各ノードは、当該Txの情報を取り込み、結果として、各ノード間で情報が同期される。

(受託者ノードのTx取込は、受益権原簿書換と評価できる。なお、受託者のTx取込と各カストディアンノードによるTx取込による、各ノード間の情報同期はほぼ同時であるため、受託者ノードもTx取込結果の画面を確認することによって、日時及び記録内容を容易に参照することができる。)

<手続きフロー図（発行・引受段階）>



<ST販売段階（引受証券会社⇒投資家）>

①ST販売：

引受証券会社から投資家へ本件STの譲渡を行う。

②移転Tx配布：

受益権譲渡人の代理者としてカストディアンノードから「Progrmat」上で移転Tx（移転対象受益権を特定する情報を内包しているもの）を各ノードに配布。

(考え方は引受段階の移転と同様)

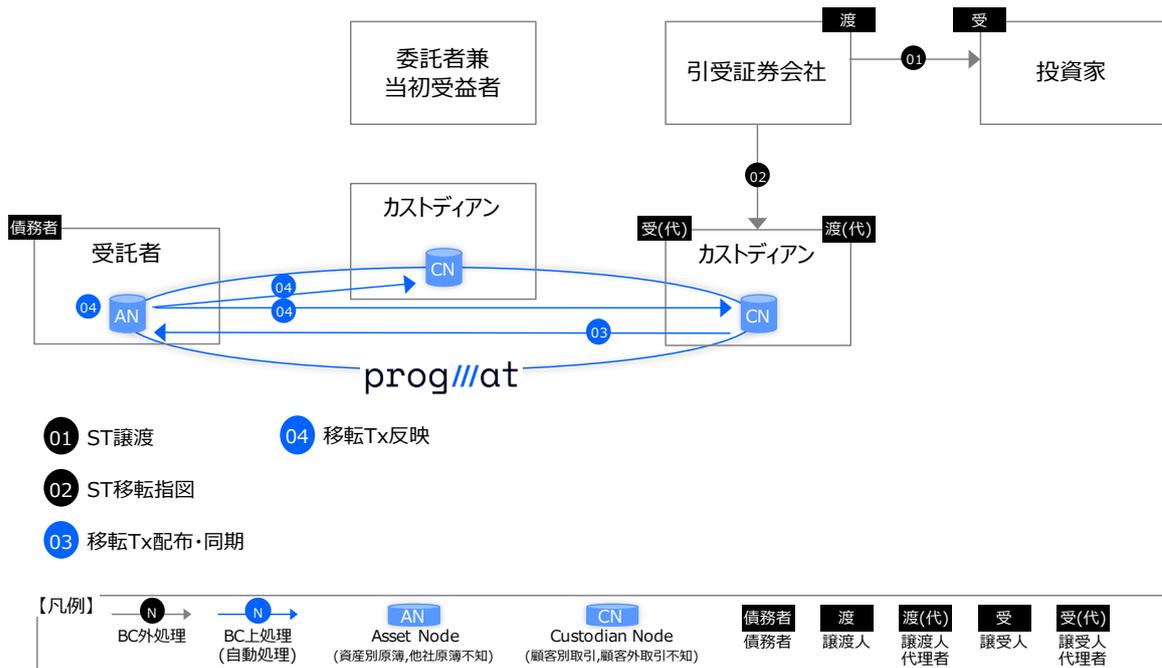
③移転Tx取込・同期：

配布された移転Txを受け取った受託者ノードを含む各ノードは、当該Txの情報を取り込み、結果として、各ノード間で情報が同期される。

(考え方は引受段階の移転と同様)

※売側投資家⇒買側投資家又は買取証券会社に係る譲渡手続きは、実証期間中の発生可能性は想定していないが、発生した場合の流れは上記と同様。

< 手続きフロー図（販売段階） >



(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

- ・上記2（2）に記載した一連の措置が問題なく講じられることを以て、当該計画認定における要件を充足しているか否かを分析する。
- ・本実証において、参加者等の同意を取得したときはその旨を、本実証の終了後に実証結果を、本実証の実施に関し事故等があったときはその状況と講じる措置の経過を、それぞれ法務大臣及び経済産業大臣に報告する。
- ・各要件と、本実証における分析範囲及び方法は以下のとおり。
 - ①「産業競争力強化法第11条の2第1項第1号」
(要件)
: 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
(分析)
: 受益権譲渡人の代理人たるカストディアンノードと、受託者ノードから、日時及び記録内容を漏れなく容易に参照できることを確認する。
 - ②「産業競争力強化法第11条の2第1項第2号の主務省令で定める措置等に関する省令」
(以下、省令) 第2条第1号
(要件)
: 認定新事業活動実施者が、次に掲げる事項(以下、記録事項)を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して5年間保存することとしていること。
イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
ロ 当該債権譲渡通知等の内容
ハ 当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
(分析)
: イ～ニに相当する情報が、BCを通じて問題なく記録されていることを確認する。
(「Progmat」内では、ハに相当する情報として委託者兼当初受益者ノードアドレス(Progmat上において各ノードと一意に紐づいており、Txデータの送付先として必要な情

報（例：xx.xx.x.xx:1000x）に紐づく委託者兼当初受益者ID（ノードアドレス情報と一意に紐づく10桁の文字列で、当該IDを指定することでProgmatic内のノードアドレスが分からずともTxデータの送付先を識別できる情報（例：TR00000001））を保持し、ニに相当する情報として受託者ノードアドレスに紐づく受託者IDを保持しており、当事者間では、委託者兼当初受益者ID及び受託者IDはそれぞれ一意のものであるため、識別することが可能。投資家への販売時における譲渡人としての引受証券会社についても同様にIDにより一意に識別できる点是不変)

: イ～ニに相当する情報が、各ノードで消失しないことを確認する。

: 実際の保存期間の定めについては、実証段階で技術的に検証できる内容ではないため、新事業活動計画申請段階で別途対応するものとし、分析対象外とする。

③省令第2条第2号

(要件)

: 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

(分析)

: 信託受益権譲渡通知等をした者としての委託者兼当初受益者(引受時)又は引受証券会社(販売時)から、記録事項の提供の希望があった場合、問題なく記録事項を記録した電磁的記録の提供が可能であることを確認する。

④省令第2条第3号

(要件)

: 認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき、又は認定新事業活動の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第1号の保存及び第2号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

(分析)

: 実証段階で技術的に検証できる内容ではないため、新事業活動計画申請段階で別途対応するものとし、分析対象外とする。

⑤省令第2条第4号

(要件)

: 認定新事業活動実施者が第1号イの日時(当該債権譲渡通知等がされた日時)を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

(分析)

: Progmaticにおける第1号イの日時に相当する情報である「移転日時」を記録されるために用いられる時刻について、テレホンJJYの提供する日本標準時刻と同期していることを確認する。

⑥省令第2条第5号

(要件)

: 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第1号ハの事項(当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項)が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであるかどうかを確認することができること。

(分析)

: 信託受益権譲渡通知を受けた者である受託者ノードから、Tx内容の検証を通じて、信託受益権譲渡通知をした者として記録されている者の委託者兼当初受益者IDが当該委託者のものであること(引受時)、及び引受証券会社IDが当該証券会社のものであること(販売時)が確認できるか否かを確認する。

具体的には、Progmaticの参加者は、受益権譲渡の当事者の各IDがどの当事者のものであるかを知っているため、受託者ノードは、委託者兼当初受益者ID又は引受証券会社IDが当該事業者のものであることを確認できる。

⑦省令第2条第6号

(要件)

: 次に掲げる技術的安全管理に関する措置が講じられていること。

- イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

(分析)

: イ～ハ毎に以下の内容を確認する。

イ 通知等記録を取り扱う電子計算機としてのProgmat全体において、処理を行える者を限定するために、サーバーへのアクセス制限とシステムID・アクセス権限の厳格な管理、パスワードによるログイン認証が実施されていることを確認する。

より具体的には、以下の点を確認する。

- i) 情報システムを管理する事業者において、特権 ID、保守用 ID とシステム処理でのみ使用可能であり対話型ログイン不可な ID (以下システム用 ID) を明示的に分別し運用管理部門が管理していること。
- ii) 人に対して ID / アクセス権限の付与は行わず、開発保守における ID 使用には、開発保守部門による事前承認および運用管理部門による承認が必要となっていること。
- iii) サービス利用者においては、利用者を一意に特定するユーザ ID を「Progmat」にて発行しており、「Progmat」へは、ユーザ ID とそれに紐づくパスワードを用いたログイン認証でのみアクセス可能となっていること。

ロ Progmatは「プライベート/コンソーシアム型BC」であり、予めノード参加が認められている参加者のみがアクセスでき、不特定多数の第三者はアクセスすることはできない仕様としており、具体的にはコンソーシアムへのノード参加は「Corda」の管理機能により事前定義が必要となることに加え、IPアドレス制限等により参加者とのみネットワーク通信を行う想定。

現状は、外部接続のない環境にシステムを構築し三菱UFJ信託銀行の内部通信のみを可能としているため、適切なアクセス制限や不要なサービスの停止が行われていることを確認する。

より具体的には、以下の点を確認する。

- i) 現状、三菱UFJ信託銀行のイントラネットワークからのみ接続可能であること。
 - ii) 三菱UFJ信託銀行のイントラネットワークと外部インターネットとは、DMZを設けることでネットワーク的に分断され、FW・IDS/IPS等の多段構成により防御されていること。
- ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機としてのProgmat全体において、アクセス制限に加えて、蓄積データおよび通信の暗号化により漏えいを防止していること、およびデータバックアップの取得により記録の滅失又は毀損からの復旧が可能であることを確認する。

⑧省令第2条第7号

(要件)

: 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格27001に適合している旨の認証を受けていること。

(分析)

: 実証段階で技術的に検証できる内容ではないため、新事業活動計画申請段階で別途対応するものとし、分析対象外とする。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

- ・認定後、実証開始の準備が整ってから8週間後の応当日まで

(2) 実施場所

- ・三菱UFJ信託銀行のサーバー

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者の具体的な範囲

- ①引受時における受益権譲渡人：委託者兼当初受益者
- ②販売時における受益権譲渡人：引受証券会社
- ③上記①及び②の事務委託先：カストディアン
- ④受益権譲渡時の受託者：信託受託者

(2) 同意の取得方法

- ①引受時における債権譲渡通知等をした者としての委託者兼当初受益者に対し、対象案件が本実証の対象になる旨及び実施内容について必要な説明を予め行ったうえ同意を取得し、「様式第19」を法務大臣及び経済産業大臣宛てに提出する。
- ②販売時における債権譲渡通知等をした者としての引受証券会社に対し、対象案件が本実証の対象になる旨及び実施内容について必要な説明を予め行ったうえ同意を取得し、「様式第19」を法務大臣及び経済産業大臣宛てに提出する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- ・特に無し

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

- ・受益権譲渡の第三者対抗要件の具備について、法定の「受益権原簿への記載・記録」に加えて、新たな方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するところはない。
(なお、当社の発行する受益証券発行信託は、信託法185条2項の定めのある受益権であり、その譲渡の第三者対抗要件は「受益権原簿への記載・記録」である(信託法195条2項)。)

<参照条文>

○信託法

(受益権の譲渡の対抗要件)

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなれば、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなれば、受託者以外の第三者に対抗することができない。

(受益証券発行信託における受益権の譲渡の対抗要件)

第九十五条 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなれば、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

2 第九十五条第二項の定めのある受益権に関する前項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。

○産業競争力強化法

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)の通知又は承諾(以下この項において「債権譲渡通知等」という。)が認定新事業活動実施者が認定新事業活

動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2及び3 略

- 4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

○産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
 - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
 - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
 - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
- 二 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
 - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第

二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

- ・無し

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

- ・氏名：齊藤達哉
- ・住所：東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
- ・電話番号：050-3689-6577
- ・電子メールアドレス：tatsuya_saito@tr.mufg.jp

9. その他

- ・特になし。

経済産業省

様式第十五 (第6条関係)

新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略
20220228情第7号
令和4年3月11日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣 萩生田 光一

令和4年2月28日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法(以下「法」という。)第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島 巖
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和4年2月28日
3. 認定の可否に関する見解
同法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。

新技術等実証計画に対する見解書

法務省民制第23号
令和4年3月10日

新技術等効果評価委員会

法務大臣 古川 禎久

令和4年2月28日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島 巖
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和4年2月28日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし